

# ◆ 学校における全国瞬時警報システム（Jアラート）によるミサイル等発射情報に対する対応マニュアル

山口県教育庁学校安全・体育課

本マニュアルは、学校における、Jアラート等によるミサイル発射情報に係る対応を行うためのマニュアルです。速やかな対応と情報共有を通じて児童生徒等、教職員の被害を最小限に抑えることを目的としています。

## ◎ 事前の危機管理

- ・ 様々な場面を想定し、地域や各校の実情に応じた対応方策等（校内等で最も安全として想定できる場所の特定、通学の経路や方法の点検など）について検討する。
- ・ 危険回避や安全確保の行動に関して、具体的指導事項を学校安全計画に位置付け、児童生徒等の危険予測能力、対応能力の育成に努める。（特に登下校時等、学校が直接指示できない場合の行動等）
- ・ 情報収集のための手段（テレビ・インターネット等）、校内放送設備及び保護者との連絡方法（電話、メール、HP掲載）等について、整備・点検を実施する。
- ・ 自然災害時の対応等を準用するなどして、児童生徒等の安否確認方法を検討しておく。

## ◎ 発生時（初動）の対応

### Jアラートによるミサイル等発射情報が発信された場合

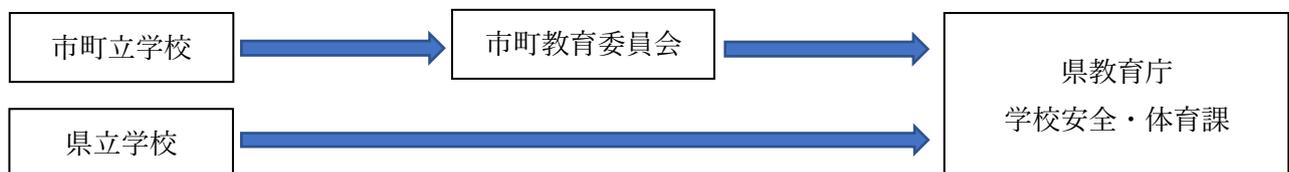
※ 例えば弾道ミサイルは、発射から10分足らずで到達する可能性もあるので、警報が出されたときには、直ちに行動を取る必要があります。

#### 〔弾道ミサイル発射情報・避難の呼び掛けがあった際の基本的な対応〕

屋内にいる場合	屋外（校庭等）にいる場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋・廊下等へ移動</li> <li>○ カバンなどで頭部を守る、机の下にもぐるなどして、低い姿勢で身を伏せる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ できるだけ頑丈な建物（校舎など）の中に入る。</li> <li>○ 建物内に避難する余裕のない場合は、物陰に身を隠す、又は地面に身を伏せて頭部を守る。</li> </ul>
付近にミサイルが落下した場合	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 換気扇を止める、窓に目張りをするなど室内を密閉する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 口・鼻をハンカチ等で覆い、密閉性の高い建物の中、又は風上方向へ避難</li> </ul>

<文部科学省：学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン（解説編 P68）から>

#### 【安否確認が必要な場合の経路図】



#### 【教育施設被害報告が必要な場合の経路図】



#### 【県教育委員会連絡窓口】

- 教育庁学校安全・体育課 TEL：083-933-4673
  - 教育庁学校運営・施設整備室 TEL：083-933-4523
- TEL：090-4894-2786 【緊急連絡携帯電話（24時間体制）】

## 1. 授業日における対応のポイント

始業時間までに緊急情報が発信された場合は、学校長の判断により臨時休業にするか否かを決定すること。

### (1) 児童生徒等が学校に滞在している場合

#### ①安全の確保

- ・管理職は、緊急情報の内容を確認し、安全確保の方法について校内放送等で指示する。
- ・授業担当者等は、校内の場所に応じて、安全確保の方法について指示する。

#### ○ 教室等にいる場合

- ・窓から離れ、低い姿勢をとり、頭部を守らせる。
- ・時間に余裕があれば、窓ガラスやカーテンを閉め、窓のない場所へ移動させる。

#### ○ 体育館にいる場合

- ・窓から離れ、フロアの中央付近に移動させ、低い姿勢をとり、頭部を守らせる。

#### ○ 校庭など屋外にいる場合

- ・近くの建物の中に速やかに避難させる。
- ・建物の中に移動後は、窓から離れ、低い姿勢をとり、頭部を守らせる。
- ・建物に移動する時間がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守らせる。

#### ②状況把握とその対応

- ・管理職は、ミサイル通過や落下情報をテレビ・インターネット等を利用し、迅速かつ正確に収集する。
- ・管理職は、校内放送等を利用し、児童生徒等及び教職員に情報を正確に伝達する。
- ・授業担当者は、児童生徒等の人数、けがの有無、心理的動揺の有無を確認し、管理職へ報告する。
- ・授業担当者は、けが、心理的なケアが必要な児童生徒等がいる場合は、別室に移動させ、対応する。
- ・管理職は、教職員に対して、学校の状況や児童生徒等の安否等について保護者へ情報提供するように指示する。
- ・管理職は、学校の状況等を把握し、教育委員会へ報告する。

### (2) 児童生徒等が登下校中の場合

#### ①安全の確保

- ・学級担任は、あらかじめ児童生徒等に対して、安全確保の行動について指導する。
- ・自分のいる場所が学校に近いときは学校へ向かわせ、家の方が近いときは帰宅するなど、自らの身を守る行動について指導する。

#### ②状況把握とその対応

- ・学級担任は、保護者を通じて児童生徒等の安否確認をするとともに、学校の対応について情報提供する。
- ・必要に応じて、臨時休業や始業時間を遅らせる措置も検討する。

### (3) 児童生徒等が登校前の場合

#### ①安全の確保

- ・学級担任は、あらかじめ児童生徒等に対して、安全確保の行動について指導する。
- ・学校からの指示があるまでは、自宅で待機するよう指導する。

#### ②状況把握とその対応

- ・管理職は、保護者及び児童生徒等に対して学校の対応を情報提供する。
- ・必要に応じて、臨時休業や始業時間を遅らせる措置も検討する。

### (4) 校外での課外活動中の場合

#### ①安全の確保

- ・引率教職員は、緊急情報の内容を確認し、安全確保の方法を自ら判断し、児童生徒等に指示する。

#### ②状況把握とその対応

- ・児童生徒等が負傷した場合は、引率教職員は、救急車の要請、警察への通報など関係機関と連絡をとる。

- ・引率教職員は、安全確保の行動の後、児童生徒等のけがの有無などを確認し、必要に応じて救急車の要請等の対応を行うとともに、その状況を管理職へ報告する。
- ・管理職は、引率教職員からの情報を集約し、児童生徒等のけがの状況や対応を保護者へ情報提供する。

## 2. 週休日、休日、学校休業日における対応のポイント

### (1) 児童生徒等の活動が学校管理下にある場合

#### ①安全の確保

- ・関係教職員は、緊急情報の内容を確認し、安全確保の方法を自ら判断し、児童生徒等に指示する。
- ・管理職は、必要に応じて、関係教職員を学校に召集する。

#### ②状況把握とその対応

- ・関係教職員は、安全確保の行動の後、児童生徒等のけがの有無などを確認し、その状況を管理職へ報告する。
- ・管理職は、必要に応じて、児童生徒等や保護者へ情報提供する。

### (2) 児童生徒等の活動が学校管理下でない場合

#### ①安全の確保

- ・学級担任は、あらかじめ児童生徒等に対して、一般的な行動例に従い安全確保の行動をとることができるよう指導する。

#### ②状況把握とその対応

- ・管理職は、必要に応じて、児童生徒等及び保護者へ情報提供する。

### 《参考資料》

- ・危機管理マニュアル作成の手引き (P. 42 弾道ミサイル発射に係る対応について)  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/anzen/\\_icsFiles/afieldfile/2019/05/07/1401870\\_01.pdf#page=44](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/_icsFiles/afieldfile/2019/05/07/1401870_01.pdf#page=44)



- ・学校安全ポータルサイト (J アラートによる情報伝達と学校における避難行動 (例))  
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/jalert/index.html>



- ・弾道ミサイル飛来時の行動について (内閣官房国民保護ポータルサイト)  
[https://www.kokuminhogo.go.jp/pdf/240325\\_Dandoumisairu\\_A4.pdf](https://www.kokuminhogo.go.jp/pdf/240325_Dandoumisairu_A4.pdf)

